大和高田市立高田商業高等学校 いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

Ⅰいじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(１)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第２条」より

(２)いじめの認識

〇いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

〇いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

○「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

○校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2　いじめ防止のための体制

(１)いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織（いじめ防止対策委員会）を別に定める。　　【別紙１】

(２)いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止、早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。　　【別紙２】

3　いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。　　【別紙１】【別紙２】

(１)未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(２)早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(３)早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(４)再発防止

いじめは再発しやすいことから、継続的な見守り・支援・指導を行う。

4　重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ防止対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5　その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

【別紙１】

いじめ問題対策委員会

校長・教頭・生徒指導部長・人権教育部長・教務部長・学年主任・関係職員
※必要に応じてスクールカウンセラーの参加を願う。

＜組織対応の流れ＞

いじめ（疑われるもの含む）事象の相談 ＝面談やアンケート調査等により積極的な認知に努める

↓ 確認

正確な事実確認と情報共有
（担任・副担任・学年主任・部活動顧問等 ）

- ○被害生徒・加害生徒からの聞き取り
- ○周辺生徒からの情報の収集
- ○保護者と連携

↓ 報告

校長　教頭　生徒指導部長 → 報告 → 重大事態については速やかに市教育委員会へ一報
学校支援課0745-53-5435

↓ 招集　即時対応（2時間以内）

いじめ問題対策委員会

- ○教職員の役割分担と指導方針の決定
- ○市教育委員会・警察等関係機関との連携
  ※高田警察署0745-22-0110
- ○保護者への情報提供

↓ 招集

職　員　会　議　等

- ○事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解
- ○全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

↓ 対応

具体的な指導・支援

※報告・連絡・記録を徹底しながら実施
※「個人別生活カード」による記録の徹底

被害者への支援 （共感的に受け止める）	○伝えること	学校として「何としても守る」という姿勢／プライバシーの保護
	○確認すること	身体の被害状況（診断書）／金品の被害状況／カウンセリングの必要性／警察への被害申告の意志
	○留意すること	再発や潜在化／保護者への説明と保護者の考えの確認
加害者への指導 （毅然とした態度で）	○伝えること	いじめは決して許されない行為であること／いじめられた側の心の痛み／自分の行為が重大な結果に繋がった
	○確認すること	カウンセリングの必要性
	○留意すること	加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感等）／加害者が被害者になること／保護者との連携
友人・知人への指導・支援 （みんなを守るという姿勢）	○伝えること	いじめられた側の心の痛み／観衆や傍観者も加害者であること／プライバシーの保護
	○確認すること	カウンセリングの必要性
	○留意すること	観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者等と連携した継続的な見守り

市教育委員会への報告

重大事態への対応	・速やかに市教育委員会に報告。必要に応じて警察等関係機関と連携。 ・市教育委員会の支援のもと、管理職を中心とした組織的、迅速な対応。 ・事案により、当事者の同意後、説明文書の配布や緊急保護者会の開催の検討。

【別紙２】

いじめ防止等に係る年間計画（予定）

	会議・研修	未然防止	早期発見
４月	いじめ防止対策委員会①	生徒指導部長より 学年集会人権 HR	教育相談期間① スクールカウンセリング
５月		生徒指導部長より	スクールカウンセリング
６月	いじめ防止対策委員会②		スクールカウンセリング いじめアンケート調査①
７月		全校集会 人権学習会	スクールカウンセリング 三者懇談
８月		生徒指導部長より	スクールカウンセリング
９月	いじめ防止対策委員会③	生徒指導部長より 人権 HR	教育相談期間② スクールカウンセリング
10 月		全校集会	スクールカウンセリング
11 月		人権 HR	スクールカウンセリング
12 月	職員研修	生徒指導部長より 人権 HR	いじめアンケート調査② スクールカウンセリング 三者懇談
１月	いじめ防止対策委員会④	生徒指導部長より 人権 HR	スクールカウンセリング
２月		全校集会学年集会	スクールカウンセリング
３月	いじめ防止対策委員会⑤	生徒指導部長より	スクールカウンセリング

未然防止に向けて	早期発見に向けて
○認め合い支え合う集団づくり 「居場所」づくりと「絆」づくり／「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業・学校行事等／生徒の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援 ○人権意識の高揚と豊かな心の育成人権教育の充実／道徳教育の充実 ○情報教育の充実 情報モラル教育の推進／フィルタリング利用と家庭におけるインターンネット利用のルールづくり等の啓発 ○生徒の様子の把握 共感的生徒理解 ○保護者・地域・関係機関との連携 保護者への啓発と情報発信／地域への情報発信と関係機関との連携	○情報の収集 教職員の”気付く力”を高める／生徒、保護者、地域からの情報収集／休み時間等の校内巡視／面談による情報収集／アンケート調査の実施 ○相談体制の充実 相談しやすい雰囲気づくり／保健室／スクールカウンセリング ○情報の共有 報告の徹底と、全教職員による情報共有／要配慮生徒等の情報共有／申し送り事項の確認と徹底／「個人別生活カード」の活用